

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年9月12日

【会社名】 テクセンドフォトマスク株式会社

【英訳名】 Tekscend Photomask Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 CEO 二ノ宮 照雄

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号

【電話番号】 03-5418-3905(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 CFO 糸雅 誠一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号

【電話番号】 03-5418-3905(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 CFO 糸雅 誠一

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144 Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。)における当社普通株式の売出し(以下「海外売出し」という。)に係る勧誘に関して、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、2025年9月4日付で臨時報告書を提出しておりますが、海外売出しに係る売出株式の一部について、当社が指定する販売先(親引け先)への売付けについての記載を追加するため、また、海外売出しに係る英文仮目論見書補遺及びその抄訳を提出するため、同法第24条の5第5項及び同項において準用される同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。なお、機関投資家等の需要の状況に関する調査を踏まえて、多数の者を相手方とする当社普通株式の売出しを実施するか否かを判断する予定であります。

## 2 【訂正内容】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

また、別添のとおり、英文仮目論見書補遺及びその抄訳を添付書類として提出いたします。

(13)その他の事項

(訂正前)

< 前略 >

(ロ)海外売出しと同時に、日本国内における募集(以下「国内募集」という。)及び引受人の買取引受による国内売出しが行われる予定であります。かかる国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しにあたっては、その需要状況等を勘案し、上限株式数を定めて、S M B C 日興証券株式会社が当社の株主から借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)が追加的に行われる場合があります。

なお、当社は、当社普通株式に係る投資家の需要の状況に関する調査を行うことを目的として、機関投資家を中心に相対的に価格算定能力が高いと推定される投資家に対して、上記の国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに係る勧誘を行うために、関東財務局長に対して本日付で有価証券届出書を提出しております。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

(ロ)海外売出しと同時に、日本国内における募集(以下「国内募集」という。)及び引受人の買取引受による国内売出しが行われる予定であります。かかる国内募集及び引受人の買取引受による国内売出しにあたっては、その需要状況等を勘案し、上限株式数を定めて、S M B C 日興証券株式会社が当社の株主から借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)が追加的に行われる場合があります。

なお、当社は、当社普通株式に係る投資家の需要の状況に関する調査を行うことを目的として、機関投資家を中心に相対的に価格算定能力が高いと推定される投資家に対して、上記の国内募集、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに係る勧誘を行うために、関東財務局長に対して2025年9月4日付で有価証券届出書を、2025年9月12日付で有価証券届出書の訂正届出書を、それぞれ提出しております。

< 中略 >

(ハ)当社は、上記(9)記載の引受人に対し、海外売出しに係る売出株式のうち、その一部を当社が指定する販売先(親引け先)に売付けることを要請する予定であります。親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

指定する販売先(親引け先)	株式数	目的
Qatar Holding LLC	上記(2)記載の海外売出しに係る売出株式のうち、取得金額8,000百万円に相当する株式数を上限	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項及び第14条に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、ジョイント・グローバル・コーディネーターは親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を画面により取り付けます。

以上